入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　売払内容

（１）売り払う権利

鳥取県の広報紙「とっとり県政だより」の令和９年４月号から令和 10 年３月号までの各号の最終面の広告枠へ広告を掲載する権利

（２）「とっとり県政だより」の概要

ア　規格　Ａ４版、４色カラー、８ページ（年に１回、ページ数を 12 ページに変更する月がある。）

イ　主な配布先　鳥取県内の各世帯、公共施設等

ウ　発行部数　約 18 万８千部（増減する可能性がある。）

エ　発行日　毎月１日発行

オ　紙媒体での配布の他、県ホームページに掲載及び県公式 LINE にて配信
（公式 LINE 登録者数　約 16,000 人）

（３）広告枠の仕様及び数量

ア　広告枠の位置・枠数

５段組の上から４段目及び５段目を各１枠とする計２枠（１月 当たり）

イ　広告枠の規格

１枠当たり縦 44 ミリメートル×横 176 ミリメートル、１枠を分割し複数の広告を掲載すること又は２枠を結合し単一の広告若しくは複数の広告を掲載することを妨げない。

（４）広告作成等に係る条件

別紙「とっとり県政だより広告作成等要領」（以下「要領」という。）による。

２　公告の日　令和８年 11 月 20 日（金）

３　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年１月 30 日付発出第 36 号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和８年 12 月３日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより５の（２）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当

該申請書類の提出後速やかに５の(２)の場所に必ず連絡すること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

４　契約担当部局

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

５　入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680－8570　鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

電話　0857－26－7016

電子メール　gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

（２）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680－8570　鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話　0857－26－7431

（３）入札説明書等の交付方法

令和８年 11 月 20 日（金）から令和８年 12 月 14 日（月）までの間にインターネットの鳥取県行財政改革推進課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/gyouzaisei-kaikaku/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年 11 月 20 日（金）から令和８年 12 月 14 日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ

（４）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（５）入札及び開札の日時及び場所

ア　入札日時

令和９年１月８日（金）午前 10 時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月７日（木）午後５時までとする。

イ　場所

〒680－8570　鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁本庁舎　地下１階　令和の改新戦略本部・総務部会議室

６　入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより５の（１）の場所に令和８年 12 月１日（火）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「鳥取県の広報紙「とっとり県政だより」の令和９年４月号から令和 10 年３月号までの各号の最終面の広告枠へ広告を掲載する権利について」と記載すること。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問については、令和８年 12 月７日（月）にインターネットのとりネット鳥取県行財政改革推進課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/gyouzaisei-kaikaku/）によりまとめて閲覧に供する。

7　入札参加者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者にあっては、８の事前提出物を作成の上、令和８年 12 月 14 日（月）正午までに郵便等又は持参の方法により５の（１）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

8　事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は１部とする。

入札参加資格確認書（様式第１号）

9　入札条件

（１）入札は、紙入札による。

（２）入札金額は、１の（１）に掲げる権利の１月当たりの単価（課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税を含めた金額）を記載すること。併せて、課税事業者にあっては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

（３）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（４）入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。

（５）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）

（６）再度入札において、前回の最高入札金額以下の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（７）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第３号）を５の（５）（郵便等による入札の場合は５の（１））の場所に提出しなければならない。

（８）委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県知事　平井　伸治」とすること。

（９）入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(10) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
イ　入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。

(11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11　入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

（１）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

（２）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を５の（５）（郵便等による入札の場合は５の（１））の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（３）他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札

（４）１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札

（５）入札に際し、不正の行為があった者のした入札

（６）記名（押印）のない入札書による入札

（７）入札書を鉛筆で記載した入札

（８）入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

（９）入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札（５の（４）の郵便等による入札の場合を除く。）

(10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12　落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

13　契約書作成の要否

要（別添契約書案のとおり）

14　手続における交渉の有無

無

15　その他

（１）入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

（２）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（３）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（４）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（５）再委託の禁止

ア　受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ　受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

（６）11 の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第５号）を、５の（１）の場所に提出すること。

（７）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第６号）を、５の（１）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

とっとり県政だよりへの広告掲載に関する契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、甲が発行する広報紙「とっとり県政だより」（以下「県政だより」という。）の広告枠へ広告を掲載する権利を乙に売り払い、乙が作成した広告を掲載することについて、次のとおり契約を締結する。

（権利を売り渡す広告の位置等）

第１条　広告の掲載位置等は、次のとおりとする。

（１）掲載紙

県政だより令和９年４月号から令和１０年３月号までの各号

（２）広告を掲載する位置

最終面の５段組の上から４段目及び５段目を各１枠とする計２枠

（３）広告の規格

１枠当たり縦４４ミリメートル×横１７６ミリメートル

１枠を分割し複数の広告を掲載すること又は２枠を結合し単一の広告若しくは複数の広告を掲載することを妨げない。

（広告の作成及び掲載）

第２条　乙は、県政だよりに掲載する広告の作成にあたっては、別紙「とっとり県政だより広告作成等要領」（以下「要領」という。）に基づいて行うものとする。

２　甲は、乙が作成した広告を、県政だよりに掲載するものとする。

（契約期間）

第３条　契約期間は、契約締結の日から令和１０年３月３１日までとする。

（広告掲載料）

第４条　乙は、広告掲載料として、月額金○○○円（うち消費税及び地方消費税の額金○○○円）を甲に支払うものとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、これを免除する。

又は

第５条　乙は、契約締結と同時に契約保証金として金○○○円を甲に納付しなければならない。

２　甲は、乙が第１条の規定により義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金を乙に還付する。

※免除規定により契約保証金が免除される業者は上段、免除されない業者は下段

（広告掲載料の支払い）

第６条　広告掲載料は、甲が発行する納入通知書により、広告掲載月の前月末までに一括して支払わなければならない。

（広告掲載料の減額）

第７条　甲は、乙の責に帰さない理由により、当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった広告の規格に応じて算出した額を広告掲載料から減じるものとする。

（広告の不掲載に伴う広告掲載料の取扱い）
第８条　甲は、乙が広告を作成しなかった場合その他乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載しなかったときは、乙に対し、広告掲載料を請求することができる。この場合において、乙は、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

（支払遅延）
第９条　乙は、広告掲載料を甲の定める期日までに支払わなかったときは、当該広告掲載料について遅延日数に応じ鳥取県会計規則（以下「会計規則」という。）第１２０条の規定により計算した額を甲に支払わなければならない。
２　甲は、乙が広告掲載料を甲が定める期日までに支払わなかったときは、乙が当該広告掲載料を支払うまでの間、この契約に基づく広告の掲載を行わないことができる。この場合において、乙は、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

（履行遅延による違約金）
第１０条　甲が、乙の責に帰さない事由により要領に定める期日までに広告を掲載した県政だよりを発行しなかった場合は、乙は、遅延日数１日につき、広告掲載料に対し、会計規則第１２０条第１項の規定による率で計算した違約金として甲に請求できるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により発行が遅延したときは、乙は、違約金の請求ができないものとする。

（契約の解除）
第１１条　甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。
２　前項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、解除した日以降、広告が掲載されなかった期間に係る広告掲載料の１０分の１に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、乙は甲に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。
３　契約日以降、甲が令和８年度の甲の歳出予算における県政だよりに係る経費の減額又は削除により要領に定める県政だよりの発行が困難になったと認められるときは、甲はこの契約を解除することができる。
４　乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
（２）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
ア　暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
イ　暴力団員を雇用すること。
ウ　暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
エ　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
オ　暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
カ　役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
キ　暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知

りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として第４条の広告掲載料に１２を乗じて得た額の１０分の１に相当する金額を甲に支払うものとする。

（苦情等の処理等）

第１３条　乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利を侵害するものではないことを保証するものとする。

２　乙は、甲が第三者から乙が作成した広告を掲載したことにより苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

３　乙は、乙が作成した広告が法令等に違反し、又は第三者の権利を侵害していることを理由として甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。

４　甲は、乙が作成した広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任を負わない。

（秘密の保持）

第１４条　乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

（権利の譲渡等）

第１５条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（合意管轄裁判所）

第１６条　この契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所をその合意管轄裁判所とする。

（その他）

第１７条　この契約に定める事項に疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　鳥取市東町一丁目２２０番地
鳥　取　県
鳥取県知事　　平　井　伸　治

乙